

横浜地方裁判所 令和●●年（○○）第●●号 租税債務不存在確認請求事件

国側当事者・国

令和6年3月6日棄却・確定

判 決

原告	X
同訴訟代理人弁護士	服部 政克
同	桐野 純一
被告	国
同代表者法務大臣	小泉 龍司
指定代理人	橋本 政和
同	町田 和俊
同	田中 暁人
同	今 直美
同	山木 順
同	吉澤 剛史
同	中野 剛志

主 文

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

原告の被告に対する別紙滞納税金目録記載の各債務並びにこれらに基づく延滞税及び加算税が存在しないことを確認する。

第2 事案の概要等

1 本件は、亡A（以下「亡A」という。）の相続人である原告が、原告は亡Aの相続について相続放棄をしており、同人の納税義務を承継しないと主張して、被告に対し、別紙滞納税金目録記載の滞納国税（以下「本件滞納国税」という。）に係る各債務並びにこれらに基づく延滞税及び加算税の納税義務が存在しないことの確認を求める事案である。

2 前提事実（争いのない事実、顕著な事実並びに後記各証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実）

（1）原告の父である亡Aは、平成20年8月●日、死亡した。被告は、同日時点で、亡Aに対し、本件滞納国税に係る661万2514円の租税債権を有していた。

（争いのない事実、弁論の全趣旨）

（2）亡Aの法定相続人は、その子である原告及び原告の姉であったところ、横浜家庭裁判所は、平成20年12月8日、原告の姉の相続放棄の申述を受理した（同裁判所平成●●年（○○）

第●●号。乙3の1～4、乙4)。

(3) 大和税務署長は、平成22年10月29日付けで、原告に対して、「故A様の滞納国税について」と題する書面(以下「本件お知らせ文書」という。)及び原告に記載を求める回答書を送付した。

本件お知らせ文書には、原告が亡Aの法定相続人であること及び亡Aの未確定延滞税を除く滞納国税が661万2514円であり、原告が亡Aの納税義務を承継すること、家庭裁判所に相続放棄の申述の手続を行うことができる場合があり、受理された場合には納税する必要がないこと、相続の意思を知らせてもらいたいこと等が記載されていた。(乙6の1・2、弁論の全趣旨)

(4) 原告は、平成22年11月10日付けで、相続放棄を行う旨を記載した回答書(以下「本件回答書」という。)を作成し、大和税務署に送付した(争いのない事実、乙7)。

(5) 大和税務署は、横浜家庭裁判所に対し、亡Aの相続について原告及び原告の姉から相続放棄の申述がなされているかどうか等を照会し、同裁判所から、平成24年5月30日付けで、原告の姉の相続放棄が受理されていること及び原告が相続放棄の申述を行った事件は不見当であること等の回答を得た。

そこで、大和税務署は、同年8月1日付けで、原告に対して、亡Aの滞納税金について、原告がその納税義務を相続したから、これを納付するよう求める旨を記載した納税義務承継通知書(以下「本件通知書」という。)を送付した。(甲4、乙8)

(6) 原告は、令和4年11月21日、横浜家庭裁判所に対し、亡Aの相続に係る相続放棄の申述をし、同裁判所は、令和5年1月27日、上記相続放棄の申述を受理した(甲5、6)。

(7) 原告は、令和5年8月17日、本件訴訟を提起した(顕著な事実)。

(8) 原告は、令和5年11月28日付けで、被告から証拠として提出された本件回答書を作成したのは間違いなく、亡Aの相続放棄が難しいことは理解したこと、及び支払が厳しいため、支払義務を免除してもらいたいこと等を記載した上申書を証拠として提出した(甲12、顕著な事実)。

(9) 原告は、令和5年12月7日付けで本件訴えを取り下げる旨の取下書を提出し、同取下書は、同月11日、被告に送達されたが、被告は、同月21日、上記取下げに同意できない旨の同日付け不同意書を提出した(顕著な事実)。

3 争点及びこれに関する当事者の主張

本件の争点は、原告による相続放棄の有効性であり、これに関する当事者の主張は以下のとおりである。

(原告の主張)

原告は、令和4年11月21日、横浜家庭裁判所に対し、亡Aの相続に係る相続放棄の申述をし、同裁判所は、令和5年1月27日、上記相続放棄の申述を受理した。よって、原告による相続放棄は、有効である。

原告が、平成22年11月10日の時点で、亡Aに本件滞納国税に係る債務が存在することを認識していたとの被告の主張は、否認ないし争う。

(被告の主張)

原告は、遅くとも本件回答書の作成日付である平成22年11月10日の時点で、被相続人である亡Aには、相続財産として消極の財産である本件滞納国税に係る債務が存在すること

を認識していたといえる。そうすると、原告が、上記債務が全く存在しないと信じ、このように信じることについて相当な理由があると認められることを前提とした場合における熟慮期間の起算日は、同日となる。

しかしながら、原告が、その熟慮期間の満了日である平成23年2月10日を経過するまでの間に、相続放棄の申述をした事実はない。

以上によれば、原告による相続放棄は無効である。

第3 当裁判所の判断

1 相続人は、自己のために相続の開始があったことを知った時から3か月以内に、相続について、単純若しくは限定の承認または放棄をしなければならず（民法915条1項本文）、相続の放棄をしようとする者は、この熟慮期間内に、その旨を家庭裁判所に申述しなければならない（民法938条）。この熟慮期間は、原則として、相続人が、相続開始の原因たる事実及びこれにより自己が法律上相続人となった事実を知った時から起算すべきものであるが、相続人が、上記各事実を知った場合であっても、上記各事実を知った時から3か月以内に限定承認又は相続放棄をしなかったのが、被相続人に相続財産が全く存在しないと信じたためであり、かつ、当該相続人に対し相続財産の有無の調査を期待することが著しく困難な事情があつて、相続人においてそのように信ずるについて相当な理由があると認められるときには、熟慮期間は相続人が相続財産の全部又は一部の存在を認識した時又は通常これを認識し得べき時から起算すべきものと解するのが相当である（最高裁昭和59年4月27日第二小法廷判決・民集38巻6号698頁）。

2 前記前提事実（3）及び（4）によれば、大和税務署は、平成22年10月29日付けで、原告に対し、原告が亡Aの法定相続人であること及び亡Aの未確定延滞税を除く滞納国税が661万2514円であり、原告が亡Aの納税義務を承継すること等が記載され、相続の意思についての回答を求める旨が記載されていたこと、原告は、同年11月10日付けで、亡Aの相続について相続放棄をする旨の本件回答書を作成して、大和税務署に返送したことが認められる。

これらによれば、原告は、遅くとも、本件回答書を作成した平成22年11月10日には、相続財産の全部又は一部の存在を認識していたといえるから、熟慮期間の起算日は、遅くとも同日となるというべきである。そうすると、原告が令和4年11月21日にした相続放棄の申述（前記前提事実（6））は、熟慮期間の起算日である平成22年11月10日から3か月の熟慮期間の満了後になされたものであるといわざるを得ない。

3 以上によれば、原告による相続放棄は、熟慮期間の満了後になされた無効なものであるところ、他の相続人である原告の姉は、亡Aの相続について相続放棄をしたから（前記前提事実（2））、原告は、被告に対して、亡Aの本件滞納国税に係る各債務並びにこれらに基づく延滞税及び加算税の納税義務を負う。

第4 結論

以上の次第で、原告の請求は理由がないからこれを棄却することとして、主文のとおり判決する。

裁判官 向井 敬二
裁判官 蛭原 優夏

別紙 省略